

安全管理規定



興和自動車運輸株式会社

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定（以下『本規定』という。）は、道路運送法（以下『法』という。）

第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く意識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける等の現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であると言う意識を徹底させる。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直す事により、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1) 輸送の安全の確保が最も重要であると言う意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する事。
- 2) 輸送の安全に関する費用・支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める事。
- 3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は、予防措置を講じる事。
- 4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること
- 5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画の策定し、これを的確に実施する事。

持ち株会社及傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するため事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 1) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 2) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 3) 経営トップは、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

① 安全統括管理者 ② 運行管理者 ③ 整備管理者 ④ その他必要な責任者

2) 統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。

3) 支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。

4) 輸送の安全に関する組織体制及び式命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に
対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2) 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する事となった時は、当該管理者を解任する。

① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

② 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になった時。

③ 関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行う事が
輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められる時。